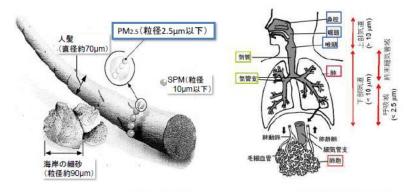


微小粒子状物質 (PM2.5) に関する注意喚起について

道では、平成 25 年4月1日から関係自治体と連携し、微小粒子状物質 (PM2.5) が高濃度になると予測される日に、道民の皆様に注意喚起することにしました。

PM2.5 とは何?

大気中に浮遊している粒径が 2.5μ m (2.5μ m の千分の1) 以下の粒子状物質であり、非常に小さいため (髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されています。



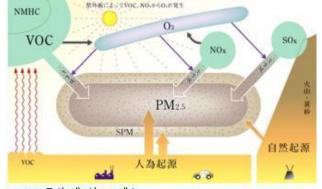
(出典:EPA資料)

(出典:国立環境研究所資料)

PM2.5 はどこから発生するの?

ボイラー・焼却却炉等のばい煙発生施設、コークス炉・鉱物の堆積場等の粉じん発生施設、自動車・船舶・航空機等の人為起源のもの、土壌・海洋・火山等の自然起源のものがあります。

粒子状物質には、物の燃焼等によって直接排出されるものと、硫黄酸化物(SOx)、窒素酸化物(NOx)、揮発性有機化合物(VOC)等のガス状物質が化学反応等により粒子化したものがあります。



PM2.5の生成メカニズム

注意喚起はいつ出て、いつ解除するの?

札幌市、函館市、旭川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、千歳市、北斗市、釧路市、北見市、帯広市の 11 市において、午前 5 ~ 7 時の 1 時間値の平均値が $85\,\mu$ g/m³ を超えた場合、及び、午前 5 ~ 12 時の 1 時間値の平均値が $80\,\mu$ g/m³ を超えた場合に高濃度になると予測されるため、各市が市内全域に注意喚起を実施します。(なお、旭川市では $12\,$ 月~2月に限り、午前 5 時以降の連続した 3 時間の 1 時間値の 平均値が概ね $85\,\mu$ g/m³ を超えた場合に必要に応じ実施します。)また、一度注意喚起が実施されたら終日有効とします。

注意喚起が出たらどうすればいいの?

- ○屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らしましょう。
- ○屋内では換気や窓の開閉をできるだけ少なくしましょう。
- ○呼吸器系や循環器系の疾患のある方、小児、高齢者の皆様は、体調に応じて、より慎重に行動しま しょう。

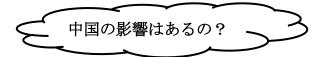
道と11市の役割分担は?

11 市は、それぞれの市民の皆様に注意喚起を行います。また、道は、市が注意喚起を実施したことを全道域に周知します。

PM2.5 の環境基準はあるの?

平成21年9月に環境基本法第16条第1項に基づく人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準として、次のとおり環境基準が設定されています。

「1年平均値が $15 \mu \text{ g/m}^3$ 以下 かつ 日平均値が $35 \mu \text{ g/m}^3$ 以下」



西日本では、広域で中国からの越境汚染の影響が見られ、PM2.5 について環境基準を超える濃度が観測されています。道内では、特異な気象条件などが重なると、大陸からの影響も考えられる高濃度が観測されています。(平成26年3月27日室蘭市、7月26日札幌市、旭川市、千歳市)



自治体名	部署	電話	FAX
札幌市	環境局環境都市推進部環境対策課	011-211-2882	011-218-5108
函館市	環境部環境対策課	0138-51-3348	0138-51-3498
旭川市	環境部環境指導課	0166-25-6369	0166-29-3977
小樽市	生活環境部環境課	0134-32-4111(328)	0134-32-5032
室蘭市	生活環境部環境課	0143-23-2225	0143-23-2221
苫小牧市	環境衛生部環境保全課	0144-57-8806	0144-36-8803
千歳市	市民環境部環境課	0123-24-0594	0123-22-8853
北斗市	市民部環境課	0138-73-3111(122)	0138-73-6970
釧路市	市民環境部環境保全課	0154-31-4535	0154-23-4651
北見市	市民環境部環境課	0157-25-1131	0157-25-1215
帯広市	市民環境部環境都市推進課	0155-65-4136	0155-23-0161
北海道	環境生活部環境局環境政策課環境保全G	011-204-5192	011-232-1301
	空知総合振興局保健環境部環境生活課	0126-20-0041	0126-22-3621
	石狩振興局保健環境部環境生活課	011-204-5822	011-232-1156
	後志総合振興局保健環境部環境生活課	0136-23-1352	0136-22-5835
	胆振総合振興局保健環境部環境生活課	0143-24-9575	0143-22-5170
	日高振興局保健環境部環境生活課	0146-22-9252	0146-22-7516
	渡島総合振興局保健環境部環境生活課	0138-47-9437	0138-47-9205
	檜山振興局保健環境部環境生活課	0139-52-6492	0139-52-5783
	上川総合振興局保健環境部環境生活課	0166-46-5920	0166-46-5206
	留萌振興局保健環境部環境生活課	0164-42-8432	0164-42-1650
	宗谷総合振興局保健環境部環境生活課	0162-33-2920	0162-33-2631
	オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課	0152-41-0628	0152-44-3122
	十勝総合振興局保健環境部環境生活課	0155-26-9027	0155-22-3746
	釧路総合振興局保健環境部環境生活課	0154-43-9152	0154-41-2703
	根室振興局保健環境部環境生活課	0153-23-6820	0153-23-6215

北海道環境生活部環境局環境政策課 環境保全G